

公益社団法人岡山県社会福祉士会 災害対応ガイドライン

2021（令和3）年4月1日制定

第1条 目的

このガイドラインは、公益社団法人岡山県社会福祉士会（以下「本会」という。）の会員が、大地震等の大規模災害（以下「災害」という。）発生時に取るべき対応について、基本的行動指針を定め、社会の安全に寄与することを目的とする。

第2条 ガイドラインの性格

このガイドラインは、あくまで取るべき対応についての参考指針となるものなので、臨機応変の対応が必要とされる災害時対応では、必ずしもこのガイドラインによる対応に固執した硬直的な対応に陥ることがないように、その状況に応じた柔軟な対応を第一の指標とする。

第3条 災害の定義

本ガイドラインにおける「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他人為的要因及び科学的要因による事象であつて、大規模な破壊、死傷者をもたらし、広範囲にわたって地域社会の崩壊と人々に心理的外傷を引き起こす出来事をいう。

第4条 災害対応の範囲

本ガイドラインが対象とする災害対応の範囲は、災害発生に備えた体制整備、災害発生時の初期対応、応急支援活動、復旧・復興支援活動を基本とし、活動場所別で定めるほか、時間経過と共に変化していく災害の局面に応じた本会の対応の骨子を定めることとする。

第5条 災害発生に備えた体制整備

本会は、災害が発生した場合に速やかに初期対応ができるよう平時から体制整備を行うものとする。

1. 岡山県（以下、「岡山県」）が被災もしくは岡山県内に災害が発生した場合の対応に関する事項
 - (1) 地域診断としての準備調査内容および実施に関する事項
 - (2) 本会会員の安全と会務の継続のための災害発生時初動対応に関する事項
 - (3) 本会災害対策本部の設置に関する意思決定方法及びその伝達方法に関する事項
 - (4) 本会災害対策本部の設置及びその運営方法に関する事項
 - (5) 本会災害対策本部の組織及び事務分掌に関する事項
 - (6) 日本社会福祉士会への人的、経済的および物的支援要請に関する事項
 - (7) 日本社会福祉士会との通信連絡、情報の収集並びに情報の提供の方法とその範囲に関する事項
 - (8) 岡山県もしくは、市町村自治体の災害対策担当部局との事前協定に関する事項
 - (9) 災害時の通信連絡手段に関する事項
 - (10) 災害対応に必要な物品の調達及びその活用方法に関する事項
 - (11) 災害が発生した場合の本会及び日本社会福祉士会の対応方針に関する会員への広報周知

(12) その他必要な措置及び活動体制に関する事項

2. 他県に災害が発生した場合の対応に関する事項

(1) 日本社会福祉士会からの人的支援要請への対応に関する事項

(2) 日本社会福祉士会からの経済的もしくは物的支援要請への対応に関する事項

(3) 本会会員への情報の伝達周知等に関する事項

(4) 他県に災害が発生した場合の本会及び日本社会福祉士会の対応方針に関する会員への広報周知

第6条 災害時の初期対応

岡山県が被災もしくは岡山県内に災害が発生した場合は、直ちに定められた方法により以下の措置を講ずるものとする。

1. 会員各自および家族、職場においては利用者、職員の安全確保と安否確認

災害発生時においては、まず何よりも自分と家族、職場においては職場の中での安全確保と安否確認を優先する。

2. 事務局の被害状況の確認と役員との連絡体制の確保

本会の事務局（以下「事務局」という。）の職員は、本会の事務所における被害状況を把握し、初期消火、負傷者の救出救護等必要な対策の後、状況に応じ事務所よりすみやかに避難し、事務局長へ状況報告する。

連絡方法については、一般電話回線が使用できない場合は、携帯電話、または携帯電話メール、eメールを通信手段とする。

3. 本会災害対策本部の設置判断と対応体制の確立

会長、副会長、理事、災害支援責任者、事務局長が互いに連絡を取り合い、災害対策本部（以下「対策本部」という。）の設置等について判断する。必要と判断された場合、対策本部を立ち上げる。災害支援責任者とは、本会として災害支援を行うことについての責任を担当する者で、災害支援委員会委員長、もしくは災害支援委員会に所属する者から災害支援委員会委員長が指名した者がその職を行う。

対策本部は、事務所として使用できない場合を除き、事務局にその拠点を置く。対策本部長は会長が、副本部長は副会長が担当する。

4. 本会災害対策本部の設置を本会会員並びに関係機関に通知

事務局長は、情報の連絡調整窓口としての役割を担い、総合的に情報を収集し、主務官庁（岡山県保健福祉部、岡山市災害対策本部）や関連団体等（岡山県社会福祉協議会等）との連絡調整を行う。あわせて対策本部を設置したこと、及び被災者への支援を行っていく用意があることを伝える。本会会員へホームページおよびメーリングリスト等を使って対策本部の設置を通知する。

5. 災害状況等の情報収集と対応策の立案

すみやかに会長、副会長、災害支援責任者、事務局長、及び参加可能な理事を中心として対策本部による会議をもち、当座の対応についての基本方針と必要な具体的行動案（例えば被災地生活支援活動等）を策定する。

対策本部は、立案した基本方針と具体的行動案を全理事へ伝達し、必要に応じ行動のための指示を

行う。

6. 事前協定等にもとづく岡山県もしくは被災地市町村行政等との協議と対応体制の確立
対策本部は、まず行政に対し本会ができる支援内容を告げた上で、行政からの支援要請を受ける。これに基づき、対策本部にて具体的な支援策を策定し、行政へ連絡し行動に移す。
7. 他県からの人的支援の必要判断と日本社会福祉士会への支援要請
8. 他県からの人的支援の受入れ体制の確立
9. 本会災害対策本部における災害対応に要する費用の見積もりと支弁方法の協議
10. その他必要な措置

第7条 日本社会福祉士会との連絡調整

1. 対策本部は、初期対応の内容を含め状況をすみやかに日本社会福祉士会へ連絡し、必要に応じ支援を要請する。
2. 対策本部は、必要に応じ、日本社会福祉士会のホームページを活用し具体的な支援対策を全国社会福祉士会会員へ呼びかける。

第8条 災害支援活動協力員登録者名簿

1. 災害支援責任者は、大規模災害時、本会として迅速かつ円滑に災害支援活動を行う人員を確保できるように、平時においてあらかじめ当該活動に協力できる者を登録した「災害支援活動協力員登録者名簿」（以下「登録者名簿」という。）を作成するものとする。登録者名簿の対象者は、本会の会員ならびに本会の各委員会に所属する者とする。
2. 登録者名簿は、事務局長ならびに災害支援責任者で管理し、災害時の協力要請以外には名簿の活用はせず、個人情報取り扱いに細心の配慮を行うものとする。
3. 事務局は、登録者名簿の登録者に対して名簿登録の更新の意向把握を2年毎に行うとともに、毎年新規名簿登録の手続きなど登録者名簿の整理を行う。
4. 災害支援活動を行うにあたっての安全管理のため、登録者名簿に登録する者はボランティア保険に加入する。ボランティア保険への加入は、事務局が加入手続きを進める。

第9条 災害時の応急支援活動

1. 岡山県が被災もしくは岡山県内に災害が発生した場合は、応急支援活動の体制が整った時点で、直ちに以下の措置を講ずるものとする。
 - (1) 本会災害対応策に基づく支援活動の開始
行政へまず協力することを連絡し、行政からの具体的支援要請を受けて動くということを基本方針とする。支援の統率（指揮命令系統）に悪影響を与え、被災者へも迷惑を及ぼすことにつながる可能性があるため手探り状態で災害現場に飛び込むことは控える。
ただし、対策本部が被災地の状況に応じて支援が必要であると判断する場所であれば、最大限の支

援を行う。

(2) 本会災害対応策を本会会員並びに関係機関等に通知

災害時、災害ボランティアセンターを設置するなど地域支援の中核を担うことになる社会福祉協議会との連携に関しては、行政同様、協力する旨の連絡を岡山県社会福祉協議会もしくは市区町村社会福祉協議会に対し行い、具体的支援要請を受けて動くこととする。

当該行政・団体・組織への通知および本会会員への通知は、公文書として受発信する。ただし、災害の状態に応じて電話や口頭による連絡を暫定的に有効な通知と認める。

(3) 本会災害支援活動の実施状況の把握と活動内容の分析

本会は、相談援助を業とする社会福祉士の職能団体であることから、被災した世帯への面接や相談、生活ニーズの把握、関係機関への橋渡し、あるいは福祉相談員の派遣といったいわゆる災害ソーシャルワーク活動の内容に関わる支援を実施する。ただし、関係機関からの本会への具体的な支援要請に対しては、その都度柔軟に対応していく。

(4) 本会災害支援活動の分析に基づく対応策の随時見直し

会員が本会の活動として組織的な支援が必要とされる地域や機関が発見された場合、当該会員は速やかに事務局にその旨を報告することとし、連絡を受けた対策本部は迅速にその対応について協議し決定する。

(5) 本会災害対策本部等における災害対応に関する広報活動

① 災害支援責任者は、本会が行う支援内容を本会ホームページを通じて会員へ随時報告する。

② 災害支援責任者は、本会が行った支援内容及びその実績について整理し報告書を作成し、会員および日本社会福祉士会へ後日報告する。

(6) その他必要な措置

本会が行う統一した行動に際し、本会が派遣した者は、本会の会員証をカードホルダーにより首から吊り下げるなどするか、もしくは腕章、ビブスなど第三者から見て本会から派遣されていることを認識しやすいようにする。

2. 他県に災害が発生し日本社会福祉士会から応援要請が発せられた場合は速やかに以下の措置を講じるものとする。

(1) 日本社会福祉士会からの人的支援要請への対応策に基づく支援体制の確立

岡山県以外で大規模災害が起きた場合には、事務局は当該情報収集を行う。日本社会福祉士会または他県等社会福祉士会（以下「他会」という。）より本会へ災害支援の派遣依頼があった場合、あるいは本会として災害支援派遣の検討が必要となる場合には、本会は対策本部を立ち上げ、当該支援の必要性を判断する。災害支援期間限りの災害支援実行組織を設置し、必要に応じた班編成により災害支援活動を行う。

(2) 日本社会福祉士会からの人的支援要請への対応策に基づく本会会員への通知

当該支援が必要となった場合、災害支援責任者は登録者名簿に登録されている者に対して、当該時点で災害支援活動に協力できる者を募集し具体的協力を要請する。

(3) 会員の派遣方法と経費の支弁について

本会の会員が派遣依頼に基づいて他県等において災害支援活動を行う場合には、旅費および活動費の一部を補助する。

(4) 日本社会福祉士会からの経済的もしくは物的支援要請への対応

(5) 日本社会福祉士会および被災支部災害対策本部における災害対応に関する広報活動

(6) その他必要な措置

第10条 他会との連絡調整について

1. 他県等に本会会員を災害支援活動協力員として派遣している場合には、対策本部は必要に応じて当該他会との連絡調整を行い、当該会員と連絡を取りながら被災地の状況を把握する。
2. 他会から岡山県下にボランティアの支援があった場合には、対策本部は当該他会と連携して対応する。

第11条 災害支援活動への協力要請と災害支援

1. 対策本部が設置され本会として被災者支援を実施することが必要となった場合、対策本部の指示に基づき、災害支援責任者は、登録者名簿に登録されている者から当該時点で対策本部活動に協力できる者、ならびに災害支援活動に協力できる者を募集し、具体的協力を要請する。
2. 災害支援責任者は、災害支援活動に協力できる当該者からなる災害支援期間限りの災害支援実行組織を設置し、必要に応じた班編成により災害支援活動を行う。事務局は、災害支援責任者を補佐し当該災害支援実行組織の運営事務を行う。

第12条 災害時の復興支援活動

岡山県が被災もしくは岡山県内に災害が発生した場合の復興支援活動は、災害により崩壊又は脆弱化した被災者の生活基盤、被災地域の社会基盤を可能な限り災害前の状態に回復させることを目的として、以下に留意することとする。

1. 関係機関との連携による被災者及び被災地域のニーズ把握
2. 1に基づき、被災地行政等への復興支援策の提言
3. 本会災害対策本部等の災害対応の自己評価
4. その他、必要な措置

第13条 終結・評価

本会災害対策本部等の災害対応における分析を行うとともに、災害支援の実践活動を総合的に振り返り、将来に発生が予想される災害対応に結び付けるための対策を講ずる。

第14条 改廃

このガイドラインを改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附則

1. このガイドラインは、2021（令和3）年4月1日、施行する。